

議第28号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1の4備考中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

京都市身体障害者リハビリテーションセンターに勤務する看護師について、看護職給料表を適用しないこととする必要があるので提案する。